

不定期刊行物

翔べ、優駿

(第 37 号) 平成 23 年 8 月 13 日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025

島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL:(0856)22-2073

FAX:(0856)24-2785

URL : <http://www.tabara-office.com/>

E-mai : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

今年も異常な猛暑が続いていますが、今年は東日本大震災による電源不足に対応するための節電で、冷房温度も高めに設定されており、熱中症にならないのが不思議な位の日々が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、我が家の二男駿は、野球の県大会予選に敗れて部活も終わり、中学 3 年であるので、後は受験生の身分だけが残っているはずですが、テレビゲームに明け暮れる毎日、高校受験どころか、夏休みの宿題すら終わることができかどうか危ぶまれています。長男翔は東京から千葉へ都落ちしましたが、今年 3 年目になった会社を辞めもせず、どうにかサラリーマンを続けています。私は、3 年 4 カ月で転職していますので、翔もあと 1 年努めれば、私の記録を超えることとなります。

さて、平成 20 年 9 月 29 日に益田駅をスタートし、山口線を縦断して平成 21 年 6 月 13 日に新山口駅へ到着し、そこから山陽本線を西へ進んで平成 22 年 5 月 16 日に門司駅へ辿り着き、そこから山陰本線を引き返して来た旅が、本年 8 月 7 日、無事に益田駅まで帰り着いて終わりました。この日も猛暑の中を歩き、益田駅到着後はサウナに入り、友人を呼んで夜の街で旨いビールを飲みながら祝賀会をするはずでしたが、ジョッキ 1 杯目を飲んだところで気分が悪くなり、家へ帰ってしまいました。ひょっとしたら、熱中症だったのかも知れません。しかし、家に帰って 1 時間ほどお茶を大量に飲んだら、気分も良くなり、ビールに切り替えて、家で一人、祝賀会の続きをしました。

皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

商業・法人登記事務集中化について

法務省は会社等の登記事務を扱う登記所を全国で 80 庁にすることを決め、益田地域でも平成 22 年 7 月 26 日に益田市・鹿足郡の商業・法人登記を松江地方法務局益田支局から松江地方法務局本局へ移管しました。約 1 年前のことです。株式会社の取締役の任期は原則 2 年ですので、来年の今頃までにはほとんどの株式会社が近くの法務局へ行っても会社の登記はできなくなってしまったことに気が付くことになります。

ただし、激変緩和措置として、集中化を実施する登記所毎に、集中化後 2 年に限って以下の取扱いがされています。まず、従前の登記所に商業・法人登記の申請書が提出された場合、従前の登記所は申請書を本来の登記所に FAX した後、原本を郵送してくれます。（この登記事務を取り扱っていない登記所から取り扱うべき登記所へ申請書を転送してくれることを「回付」といいます。）次に、従前の登記所に会社の印鑑の改印届等がなされた場合にも、登記申請と同じように回付の措置がとられます。そして、建設業許可申請などで必要となることのある取締役の過去の履歴の証明書となる閉鎖登記簿謄本などは、従前の登記所において、継続して保管されるので、従前の登記所において閲覧や閉鎖登記簿謄本をとることができます。商業・法人登記の申請に関する相談は、従前の登記所ではできなくなります。

国の事務の合理化のためとは言え、地方の事務は逆に煩雑になっていきます。地方が、どんどん切り捨てられていることに間違いはありません。こうした弱い者いじめの流れは止めることはできないのでしょうか。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。なお、休業中も事務所の電話は自宅へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 8 月 13 日（土）～8 月 16 日（火）